令和８年　第１０回　海津市農業委員会総会　議事録

１　開催日時　　令和８年９月４日（金）　午後３時００分～午後３時４３分

２　開催場所　　平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ)　１階会議室

３　出席委員（３２名）

１番　福島正文	２番　神田春夫	３番　安藤　勉	
５番　伊藤喜與	６番　渡邉　實	７番　菱田　昭	８番　近藤源一
９番　梶井源一朗	10番　河合法幸	11番　伊藤　登	12番　鈴木栄男
13番　加賀重彦	14番　丹羽泰彦	15番　大橋正人	16番　一柳藤雄
17番　大橋憲樹	18番　加藤孝保	19番　後藤直樹	20番　山田　定
21番　各務武雄	22番　菱田康人	23番　髙野　久	24番　杉野史和
	26番　馬場龍美		28番　志村邦一
29番　佐溝保幸	30番　後藤勇一	31番　寺倉百合子	32番　宇佐見武司
33番　伊藤勝代	34番　堀田勝彦	35番　野津憲雄	

４　欠席した委員（ ３名）

４番　伊藤克美	25番　伊藤弘康	27番　山田正美

５　議事日程

（１）会議録署名委員の指名

（２）報告第１０号　農地法第３条の３第1項の規定による届出の受理報告について

（３）議案第３４号　農地法第３条の規定による許可申請に対する審議について

（４）議案第３５号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について

６　出席した事務局職員

事務局長　中野、総括課長補佐兼農地係長　古川、主任　堀

７　その他会議に出席した関係者

岐阜県農業会議　田中課長

８　総会議長

神　田　春　夫

９　議事録署名委員

６番　渡邉　實　　７番　菱田　昭

１０　会議の概要　　開会（午後３時）

◎議　長

本日の出欠状況について、報告します。

４番　伊藤克美委員、２５番　伊藤弘康委員、２７番　山田正美委員より欠席の報告を受けております。本日の出席委員は３５名中３２名。農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

また、本日の総会前にタブレット研修でお世話になりました、岐阜県農業会議の田中課長様にも、引き続きご出席いただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは只今より、令和８年　第１０回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議　長

日程第１　会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議　長

異議なしと認めます。よって、６番　渡邉實委員、７番　菱田昭委員を指名しますので、よろしくお願いします。

続きまして、日程第２　報告第１０号　農地法第３条の３第1項の規定による届出の受理報告について、事務局に説明を求めます。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）

１ページをご覧ください。

報告第１０号　農地法第３条の３第1項の規定による届出の受理報告について

農地法第３条の３第1項の規定による届出を、別紙のとおり受理したので報告する。

令和８年９月４日提出　海津市農業委員会長　神田春夫

2ページをご覧ください。2ページの通り、5件の届出があり、関係者に受理書を送付したことを報告するものです。以上でございます。

◎議　長

はい。以上で報告第１０号を終わります。続きまして、日程第３　議案第３４号　農地法第３条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）

３ページをご覧ください。

議案第３４号　農地法第３条の規定による許可申請に対する審議について

農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和８年９月４日提出　海津市農業委員会長　神田春夫

受付番号１０７番

海津町古中島字上村●●●●番、田、1,195㎡

譲渡人、海津町、●●●●。譲受人、海津町、●●●●・●●●●（持分各1/2）。

申請事由：贈与。

受付番号１０８番

南濃町志津字下池●●●●番、畑、現況田、376㎡

譲渡人、養老郡養老町、●●●●。譲受人、養老郡養老町、株式会社　●●●●。

申請事由：農業経営拡大。

別記３審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議　長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号１０７番の案件について、３番　安藤委員お願いします。

◎３番　安藤委員

受付番号１０７番の案件については、申請の目的は、贈与です。

譲渡人は、労力不足により農地の管理が困難で、譲受人に贈与されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

続きまして、受付番号１０８番の案件について、３５番　野津委員お願いします。

◎３５番　野津委員

受付番号１０８番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。

譲渡人は、高齢による労力不足で農地の管理が困難で、譲受人は、経営面積を拡大するため売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。

【挙手する者なし】

◎議　長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結します。受付番号１０７番、１０８番の中で、反対の意見のある委員は挙手願います。

反対される委員がありませんでしたので、採決を行います。議案第３４号　農地法第３条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議　長

挙手全員ですので、議案第３４号　農地法第３条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第４　議案第３５号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）

４ページをご覧ください。

議案第３５号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について

農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和８年９月４日提出　海津市農業委員会長　神田春夫

109番から116番の8件が所有権移転、117番が地上権、118番が賃貸借権、119番及び120番が使用貸借権の設定となります。

受付番号１０９番　平田町今尾字西区●●●●番、畑、251㎡。

譲渡人、平田町、●●●●。譲受人、養老郡養老町、株式会社　●●●●。

転用目的：プラスチック加工業　駐車場。

この案件の農地区分は、街区に占める宅地割合が40％を超える第３種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１１０番　南濃町志津新田字堤西●●●●番、畑、現況宅地、677㎡。

譲渡人、大垣市、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。

転用目的：建築業　作業場兼倉庫。

この案件の農地区分は、美濃津屋駅から300m以内にある第３種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１１１番　南濃町徳田字西河原●●●●番　外3筆、畑、計1,386㎡。
譲渡人、南濃町、●●●●外3名。譲受人、名古屋市中区、株式会社　●●●●。
転用目的：太陽光発電施設。
この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第２種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１１２番　南濃町徳田字西河原●●●●番　外3筆、畑、計1,026㎡。
譲渡人、南濃町、●●●●外1名。
譲受人、転用目的、農地区分などは、１１１番と同じです。

受付番号１１３番　南濃町庭田字中道南●●●●番　外６筆、
田・畑・原野、現況、宅地・雑種地・田、計1,957.02㎡。
譲渡人、南濃町、●●●●外1名。譲受人、南濃町、株式会社　●●●●。
転用目的：プレス加工業　倉庫・駐車場・資材置場。
この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第２種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで利用され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１１４番　南濃町駒野字八幡前●●●●番　外1筆、畑、計914㎡。
譲渡人、南濃町、●●●●外1名。譲受人、香川県観音寺市、株式会社　●●●●。
転用目的：蓄電所。
この案件の農地区分は、概ね500m以内に城山支所がある第２種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１１５番　南濃町駒野字黄金山北●●●●番、畑、462㎡。
譲渡人、南濃町、●●●●。譲受人、南濃町駒野、有限会社　●●●●。
転用目的：金属加工業　駐車場。
この案件の農地区分は、街区に占める宅地割合が40％を超える第３種農地で、被害防除では、東面が農地ですがＬ型擁壁を施工され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１１６番　南濃町上野河戸字大薮下●●●●番、畑、現況宅地、267㎡。
譲渡人、岐阜市柳津町、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。
転用目的：蜂蜜販売所。
この案件の農地区分は、概ね10ha未満の規模の一団の農地である第２種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１１７番　南濃町志津字小谷●●●●番　外3筆、原野、現況畑、計7,439㎡。
地上権設定者、大垣市墨俣町、●●●●。地上権者、富山県富山市、●●●●株式会社。
転用目的：太陽光発電施設。
この案件の農地区分は、中山間地域等に存在する生産性の低い農地である第２種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１１８番　平田町三郷字前川原●●●●番、田、2,446㎡。
賃貸人、平田町、●●●●。賃借人、福井県坂井市、●●●●株式会社。
転用目的：店舗（ドラックストア）。
この案件の農地区分は、街区に占める宅地割合が40％を超える第３種農地で、被害防除では、周囲に農地はなく他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１１９番　海津町神桐字大道上●●●●番、畑、現況雑種地、406㎡。
使用貸人、三重県四日市市、●●●●。使用借人、海津町、株式会社　●●●●。
転用目的：中古車買取・販売業　車両置場。
この案件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地である第１種農地で、許可区分では、集落接続に該当するものであると判断します。被害防除では、西面が農地ですがコンクリートブロックを施工され、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

受付番号１２０番　平田町土倉字江西●●●●番、畑、現況宅地、290㎡。
使用貸人、平田町、●●●●。使用借人、平田町、●●●●。
転用目的：一般個人住宅。
この案件の農地区分は、街区に占める宅地面積の割合が40％を超える第３種農地で、被害防除では、周囲には申請人所有農地以外はなく、他の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。
以上です。

◎議　長

はい。説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。

受付番号１０９番について、２４番　杉野委員お願いします。

◎２４番　杉野委員

受付番号109番の案件については、申請の目的は、駐車場です。現状は畑になってますが、そこを駐車場にするということですね。譲受人は、プラスチック加工業を営み、申請地北側の工場、現在は●●●●さんっていうのはあったんですが、そこが廃業されて、その工場を取得されたということです。社用及び職員駐車場として拡張整備されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

続きまして、受付番号１１０番について、３４番　堀田委員お願いします。

◎３４番　堀田委員

受付番号110番の案件については、申請の目的は、作業場兼倉庫です。

譲受人は、申請地西側の作業所にて、父親とともに建築業を営んでおり、業務拡張されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

続きまして、受付番号１１１番から１１３番について、８番　近藤委員お願いします。

◎８番　近藤委員

受付番号111番及び112番の案件は、申請の目的は、太陽光発電施設です。

何れの案件も、譲渡人は、今後の維持管理に苦心しており、譲受人は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

次に、受付番号113番の案件については、申請の目的は、倉庫・駐車場・資材置場です。

譲受人は、申請地西側にてプレス加工業を営み、一部については、従前より借地にて利用されている追認案件で、その是正と拡張をされるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

続きまして、受付番号１１４番及び１１５番について、７番　菱田委員お願いします。

◎７番　菱田委員

受付番号114番の案件については、申請の目的は、蓄電所です。

譲受人は、蓄電・売電事業を営み、近くに中部電力の発電所を考慮しながら、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるものです。なお、防護壁の施工時には、海津市建設都市計画課にて官民境界の申請をされるといいんじゃないかという、アドバイスだけはしてきました。

また、受付番号115番の案件については、申請の目的は、駐車場です。譲受人は、申請地南側にて金属加工業の工場を経営しており、業務拡張に伴い車両置き場が不足するため申請されるもので、両案件とも問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

続きまして、受付番号１１６番の案件について、２７番　山田委員が欠席されておりますので、事務局補足お願いします。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）

受付番号116番の案件については、申請の目的は、蜂蜜販売所です。譲受人は、申請地近隣にて養蜂業を営んでおり、保管する物置として利用していたものを、店舗に建替え、蜂蜜の販売するために是正される追認案件で、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

続きまして、受付番号１１７番について、３５番　野津委員お願いします。

◎３５番　野津委員

受付番号117番の案件は、申請の目的は、太陽光発電施設です。地上権設定者は、遠方に住んでおり、今後の維持管理に苦心しており、地上権者は再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、申請されるもので、周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用され、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長

続きまして、受付番号１１８番について、９番　梶井委員お願いします。

◎９番　梶井委員

受付番号118番の案件は、申請の目的は、店舗の出店です。賃借人は、ドラックストアを経営しており、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、賃貸借権にて申請されるものです。

場所は、おちょぼ稲荷の大通りの南側の現在田んぼでお米を作っております。米を刈り取った

ら工事に入りたくて、来年出店予定されているようです。周りが建物とか、医者とかの建物で囲まれておりますので、問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議　長
続きまして、受付番号１１９番について、１８番　加藤委員お願いします。

◎１８番　加藤委員
　受付番号119番の案件は、申請の目的は、車両置場です。使用借人は、道路を挟んだ南側にて中古車買取・販売業、また、部品の販売を営んでおり、貸人である会社代表の所有地を、事業地として、平成30年頃より隣接地と一体利用されており、その是正をされる追認案件で、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長
　続きまして、受付番号１２０番について、２３番　髙野委員お願いします。

◎２３番　髙野委員
　受付番号120番の案件は、申請の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、申請地北側の住宅にて親と居住していましたが、手狭になったことから、父から土地を借受け、許可を得ず今年4月から建築したもので、その是正をされる追認案件で、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議　長
　それぞれ担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手願います。はい。

◎２２番　菱田委員
　いくつか市外の遠いところの業者さんが、入っておりましたけども、例えば香川県観音寺市とか、富山県とありましたけども、この辺の会社、それから名古屋市の会社関係、こちらの会社の詳細っていうのは、わかりますか。どのくらいの規模か。確認されたかどうかを。

◎議　長
　事務局。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）
　申請書に会社の登記簿をつけていただくというような立て付けになっております。その中で資

本金の額ですとか、どういう業態で、主な業務はどういったものかというような項目は確認できますけれども、従業員が何名とか、そういったところまでは確認できていないというような状況でございます。以上でございます。

◎２２番　菱田委員
　農業委員会として、こちらの業者は問題ないというふうに判断されたということでよろしいでしょうか。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）
　はい。失礼いたします。前段局長からもご説明させていただきました通り、資力があるかとか、立地基準、一般基準等々確認をさせていただきまして、許可の見込みがあるというような判断をさせていただきました。以上でございます。

◎２２番　菱田委員
　わかりました。

◎議　長
　その他質問意見等ございますか。はい。

◎２９番　佐溝委員
　私は118番の●●●●の関係なんですが、これ賃貸借権を設定するということですが、この賃貸借の期間はどれくらいなのか知りたいなというふうに思います。
　それと、地図を見ていただくと、田んぼの北側に水路があるんですが、その水路をどうするんやということと、賃借権。賃貸借の期間は何年の期間の賃貸借契約を予定しているのか、以上2点です。終わります。

◎議　長
　はい。よろしいですか。はい。

◎９番　梶井委員
　地元の委員です。私が聞いている範囲では今のご質問にまず期間は30年と書いてありました。
　貸借の期間、それが1つ目です。それからもう1つのご質問の、この田んぼの北側に水路があります。私もそれは聞きました。広い2車線の道路から、今回の田んぼっていうのは、1つ間を開けて水路を渡って、その田んぼに入るんですけども、細かい構造まではお聞きしてないんですけども、水を生かして蓋をかぶせるのかボックスにするのかなどはお聞きしてませんけども、もちろ

ん、そこの水路機能を生かした形で対応すると言われておりました。
　田んぼの北側の小さい駐車場みたいな、今、卵の自動販売機が置いてあるところですが、ここを店舗の出入口にする予定だというふうに聞いております。以上でございます。

◎議　長
　よろしいですか。どうぞ。

◎２９番　佐溝委員
　水路を残すというふうに聞いてみえるということですか。
　残す必要はないんじゃないかなと思うんですけど、というのは流れる上のところは、榊原医院があって、そこから流れるのですけれど、必要なのはこの田だけですので、●●●●の用地になれば水路としては必要なくなる。使い勝手が悪くなる。
　水路があって、高さが違いますよね。
　残すという計画で承認して、取るというふうになったらどうなるのか、農業委員会で再度やりなおすのか。

◎議　長
　事務局。

◎事務局　（古川総括課長補佐兼農地係長）
　はい。事務局といたしまして、申請書の中では水路を残すというような計画というふうになっております。水路を残しても残さなくても、許可の見込みがあるというような状況であるというふうに判断させていただきました。

◎２９番　佐溝委員
　残すという計画で承認するということで、上がっているのですね。はい。

◎議　長
　その他の方。それでは質問、意見等もないようですので質疑を終結します。受付番号１０９番から１２０番の中で、反対の意見のある委員は挙手願います。
　　【挙手する者なし】

◎議　長
　反対される委員がありませんでしたので、採決致します。議案第３５号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願

います。

【挙手多数　３０名】

◎議　長

　挙手多数ですので、議案第３５号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議　長

　はい、ありがとうございます。

　挙手多数ですので、議案第３１号農地法第５条の規定による許可申請に対する意見については、原案の通り、許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達いたします。

◎２２番　菱田委員

　すいません。1つ確認しておきますけども、今の反対意見を先に伺って、意見なしの後に採決とるっていうことになってますけども、例えば反対意見なしで、そのあと採決をとって、反対というか、挙手を上げない場合どうなるんですか。そういうこともあり得ると思うんですけども。

　それは先に、反対意思なあかんとこですか。何かその2つに分けている、その反対のルールを2つに分けてる意味があるのでしょうか説明お願いします。

◎事務局　（中野事務局長）

　最初に、反対の意見があるものについては、採決を分けるということで、最初に会長の方から、反対のご意見がある方っていうことでお尋ねをしていただいております。

　ただ、実際そこで反対の意見がないということで、一括採決を今回させていただいた形になっておりますが、そこで反対であれば、反対っていうこともあるかと思いますので、はい。意思表示として、最後一括のときに反対されるのも、あるかとは思います。

◎２２番　菱田委員

　ということは反対意見があった場合は、個別の採決になるという判断にします。

◎事務局　（中野事務局長）

　おっしゃる通り反対の意見表明をされたものに、受付番号ごとで、採決する形になりますので、反対の意見があった受付番号だけ外して、まず、反対の意見がないものを一括で採決を行って、反対のあった受付番号については順次、1つずつ採決をするという形を考えております。

◎２２番　菱田委員

よくわかりました。

◎議　長

今回、皆さん方のご疑問がございました。ですので、1件ごとに、もしも反対というのが、ご意見がございましたら、その件について採決するという形で取らさせていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

◎議　長

それでは本日予定の議題は全て終了しました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後３時４３分）

議事録署名者

６　番

７　番

議　　長